

令和 5 年度 税制改正要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(金融庁総合政策局総合政策課)

項 目 名	NISA の抜本的拡充等								
税 目	所得税、法人税								
要 望 の 内 容	<p>貯蓄から投資へのシフトを大胆・抜本的に進める観点から、NISA（少額投資非課税制度）の抜本的拡充その他所要の措置を講ずること。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">— 百万円</td> </tr> <tr> <td>改正増減収額</td> <td style="text-align: right;">(▲46,000 百万円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(— 百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	— 百万円	改正増減収額	(▲46,000 百万円)		(— 百万円)
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	— 百万円								
改正増減収額	(▲46,000 百万円)								
	(— 百万円)								
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 貯蓄から投資へのシフトを大胆・抜本的に進めること。</p> <p>(2) 施策の必要性 日本の家計金融資産 2,000 兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有されている。この結果、米国では 20 年間で家計金融資産が 3.4 倍、英国では 2.3 倍になっているが、日本では 1.4 倍である。 家計の保有する金融資産を拡大していくためには預金として保有されている資産が投資にも向かい、持続的な企業価値向上の恩恵が家計に及ぶ好循環を作る必要がある。 このため、個人金融資産を全世代的に貯蓄から投資にシフトさせるべく、NISA の抜本的な拡充その他所要の措置が必要である。</p>								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	
	政策の達成目標	貯蓄から投資へのシフトを大胆・抜本的に進めること。	
	租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。	
	同上の期間中の達成目標	（「政策の達成目標」と同じ）	
	政策目標の達成状況	口座数：つみたてNISA 587万口座 一般NISA 1112万口座 ジュニアNISA 80万口座 買付額の合計：つみたてNISA 1.8兆円 一般NISA 25.3兆円 ジュニアNISA 0.6兆円 （出典）金融庁「NISA利用状況調査」（2022年3月末時点）	
	有効性	要望の措置の適用見込み	多くの国民に適用されることが見込まれる。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置は、制度の普及や利用促進に資するものであり、貯蓄から投資へのシフトを大胆・抜本的に進める上で有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		本措置は、貯蓄から投資へのシフトを大胆・抜本的に進めるための税制上の措置であり、妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	口座数：つみたてNISA 587万口座 一般NISA 1112万口座 ジュニアNISA 80万口座 買付額の合計：つみたてNISA 1.8兆円 一般NISA 25.3兆円 ジュニアNISA 0.6兆円 (出典) 金融庁「NISA利用状況調査」(2022年3月末時点)
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	口座数：つみたてNISA 587万口座 一般NISA 1112万口座 ジュニアNISA 80万口座 買付額の合計：つみたてNISA 1.8兆円 一般NISA 25.3兆円 ジュニアNISA 0.6兆円 (出典) 金融庁「NISA利用状況調査」(2022年3月末時点)
	前回要望時の達成目標	個人投資家が投資しやすい環境の整備を図ること
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	2021年3月末⇒2022年3月末 【口座数】 つみたてNISA 361万口座⇒587万口座 一般NISA 1225万口座⇒1112万口座 ジュニアNISA 50万口座⇒80万口座 【買付額の合計】 つみたてNISA 0.8兆円⇒1.8兆円 一般NISA 21.9兆円⇒25.3兆円 ジュニアNISA 0.3兆円⇒0.6兆円 (出典) 金融庁「NISA利用状況調査」
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度改正 NISAの創設 ・平成22年度改正 NISAの法制化 ・平成23年度改正 NISAの利便性向上・事務手続の簡素化 ・平成24年度改正 NISAの利便性向上・事務手続の簡素化 ・平成25年度改正 NISAの恒久化等 ・平成26年度改正 NISAの利便性向上 ・平成27年度改正 ジュニアNISAの創設等 ・平成28年度改正 NISAの利便性向上 ・平成29年度改正 つみたてNISAの創設等 ・平成30年度改正 NISA等の利便性向上・充実等 ・平成31年度(令和元年度)改正 NISA制度の恒久化等 ・令和2年度改正 NISAの恒久化等 ・令和3年度改正 NISA口座等の利便性向上 ・令和4年度改正 NISA口座開設時におけるマイナンバーカードの活用等 	

令和5年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	海外進出における支店/子会社形態の税制上のイコールフットィング		
税目	法人税		
要望の内容	国内金融機関の国際競争力の観点から、海外進出における支店と子会社形態の税制上のイコールフットィングを図ること。		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— (— (—	百万円 百万円 百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 国内金融機関が海外で事業を行うための環境を整備し、その国際的な競争力を高めること。</p> <p>(2) 施策の必要性 国際課税のルールにおいては、支店と子会社を同等に取り扱うのが今般の潮流。 一方、我が国の税法は、海外支店について「全世界所得課税」、海外子会社について「テリトリアル課税」を採用しており、支店と子会社で税務上の取扱いが大きく異なる。 銀行については、支店形態による海外進出がグローバルスタンダードとなっており、国際競争力の観点から、海外進出における支店と子会社形態の税制上のイコールフットィングを図る必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１ 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	国内金融機関が海外で事業を行うための環境を整備すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	海外に支店を有する国内金融機関が対象となる見込み。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	税制上の環境が整備されることで、国内金融機関の海外進出が促進され、国際的な競争力が高まることが見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	税制上の環境が整備されることで、国内金融機関の海外進出が促進され、国際的な競争力が高まることから、妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯		今年度が初めての要望である。

令和5年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	クロスボーダー取引に係る税制上の手続きのデジタル化		
税目	所得税、法人税		
要望の内容	<p>税務手続きの更なるデジタル化を進めるため、クロスボーダー取引に係る届出等については、データフォーマットによる税務署への提出を可能とすること。</p>		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 税務手続きの更なるデジタル化を進めることにより、業務効率化を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性 令和3年度税制改正により、クロスボーダー取引に係る届出等（租税条約に関する届出書等）については、PDF による税務署への電子提出が認められたところ。 しかしながら、PDF による届出等の電子提出については、税務署において、取得した情報を整理・活用する際にデータ入力する手間が生じるほか、届出等を大量に扱う金融機関において、データ容量の制限等により複数回の送信が必要になるなど、業務効率化の観点から課題が残っており、更なるデジタル化が必要である。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	税務手続きの更なるデジタル化を進めること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置は、金融機関及び税務署の業務効率化に資することが見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		本措置は、金融機関及び税務署の業務効率化に資するものであり、妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	令和3年度税制改正において、クロスボーダー取引に係る届出等については、PDFによる税務署への電子提出が認められた。	

令和5年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	OECDの新国際課税ルールに係る所要の措置		
税目	法人税		
要望の内容	OECDの新国際課税ルールに係る国内法の整備については、国内金融機関に過度な事務負担が生じることのないよう、実務に配慮した措置を講じること。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 OECDの新国際課税ルールに係る国内法の整備については、実務に配慮した措置を講じることにより、国内金融機関に過度な事務負担が生じることがないようにすること。</p> <p>(2) 施策の必要性 経済のデジタル化に伴う国際課税上の問題については、OECDにおいて議論が進められ、2021年10月、最終合意がなされた。 当該合意を実行するために、我が国においても、国内法の整備が予定されているところ。 国内法の整備にあたっては、国内金融機関に過度な事務負担が生じることのないよう、実務に配慮した措置を講じる必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１ 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	OECD の新国際課税ルールに係る国内法の整備については、国内金融機関の実務に配慮した措置を講じること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	OECD の新国際課税ルールの適用がある国内金融機関が対象となる見込み。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	新たな税制の導入にあたり、実務に配慮した措置を講じることとは、国内金融機関の適正な業務遂行に資することが見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	新たな税制の導入にあたり、実務に配慮した措置を講じることは、国内金融機関の適正な業務遂行に資するため、妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯		今年度が初めての要望である。

令和5年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（金融庁企画市場局総務課保険企画室）

項目名		生命保険料控除制度の拡充	
税目		所得税	
要望の内容	<p>所得税法上の生命・介護医療・個人年金の各保険料控除の最高限度額を5万円とすること、また、所得税法上の保険料控除の合計適用限度額を15万円とすること。</p>		
	<p>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)</p>	<p>▲60,400百万円 (—百万円) (—百万円)</p>	
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 生命保険料控除制度の拡充により、国民一人ひとりのニーズに沿った多様な生活保障の準備を推進し、安心かつ豊かでゆとりのある国民生活を確保する。</p>		
	<p>(2) 施策の必要性 人生100年時代を迎え、老後生活に向けた資産形成はもとより、医療などのニーズへの自助による備えが一層重要になっている。加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下において、自身や家族のために病気や死亡等のリスクに備えることの重要性が再認識された。 こうした状況下において、生命・介護医療・個人年金保険が持つ私的保障の役割はますます大きなものとなっている。生命保険料控除の拡充は、様々な要因により経済の先行きに対する不透明感が高まる中においても、将来に向けた保障や資産形成への備えを継続する一助となり、ひいては、国民の相互扶助を後押しし、国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することとなるため、制度の拡充が必要である。</p>		
今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ-1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	個々人の多様な生活保障の準備を支援・促進することにより、国民生活の安定に資すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ

	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>約 4,066 万人</p> <p>※ 令和 2 年民間給与所得者数^(注) 4,854 万人 うち生命保険料控除適用者数 3,394 万人 (69.9%) → 制度拡充後 (見込) 3,525 万人 (72.6%) (注) 年末調整対象者のみ</p> <p>令和 2 年申告所得者数 657 万人 うち生命保険料控除適用者数 521 万人 (79.2%) → 制度拡充後 (見込) 541 万人 (82.2%) (出典：国税庁「令和 2 年分民間給与実態統計調査」及び「令和 2 年分申告所得税標本調査」)</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>個々人の多様な生活保障の準備を支援・促進することにより、国民生活の安定に資することとなる見込みであり、手段として有効である。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>国民一人ひとりのニーズに沿った、生活保障の充実が求められている。一方で、生命保険については、「遺族保障」として年間約 3 兆円の死亡保険金が支払われているところであるが、国民が加入している死亡保険金額は、遺族の生活資金の備えとして (国民が) 必要と考える死亡保険金額に比べて 6 割程度に留まっている^(※)。</p> <p>このため、今後も、個々人の多様な生活保障の準備を税制面から支援・促進する生命保険料控除制度を拡充していく措置が必要になるものとする。</p> <p>本要望は、こうした趣旨を実質的に担保しようとするものであり、国民生活の安定に寄与するために妥当な措置と考える。</p>

			<p>(※) 遺族の生活資金の備えとして必要と考える死亡保険金額と実際の加入金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">男性</th> <th colspan="4">女性</th> </tr> <tr> <th>必要な保障金額 (平均)</th> <th>実際の加入金額 (平均)</th> <th>必要な保障金額 (平均)</th> <th>実際の加入金額 (平均)</th> <th>必要な保障金額 (平均)</th> <th>実際の加入金額 (平均)</th> <th>必要な保障金額 (平均)</th> <th>実際の加入金額 (平均)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体</td> <td>3,108 万円</td> <td>1,866 万円</td> <td>1,444 万円</td> <td>801 万円</td> <td>2,751 万円</td> <td>1,330 万円</td> <td>1,494 万円</td> <td>735 万円</td> <td>4,010 万円</td> <td>2,331 万円</td> <td>2,013 万円</td> <td>1,013 万円</td> </tr> <tr> <td>20 歳代</td> <td>2,751 万円</td> <td>1,330 万円</td> <td>1,494 万円</td> <td>735 万円</td> <td>3,527 万円</td> <td>2,205 万円</td> <td>1,618 万円</td> <td>818 万円</td> <td>3,248 万円</td> <td>1,992 万円</td> <td>1,264 万円</td> <td>824 万円</td> </tr> <tr> <td>30 歳代</td> <td>4,010 万円</td> <td>2,331 万円</td> <td>2,013 万円</td> <td>1,013 万円</td> <td>3,527 万円</td> <td>2,205 万円</td> <td>1,618 万円</td> <td>818 万円</td> <td>3,248 万円</td> <td>1,992 万円</td> <td>1,264 万円</td> <td>824 万円</td> </tr> <tr> <td>40 歳代</td> <td>3,527 万円</td> <td>2,205 万円</td> <td>1,618 万円</td> <td>818 万円</td> <td>3,248 万円</td> <td>1,992 万円</td> <td>1,264 万円</td> <td>824 万円</td> <td>1,988 万円</td> <td>1,192 万円</td> <td>1,064 万円</td> <td>655 万円</td> </tr> <tr> <td>50 歳代</td> <td>3,248 万円</td> <td>1,992 万円</td> <td>1,264 万円</td> <td>824 万円</td> <td>1,988 万円</td> <td>1,192 万円</td> <td>1,064 万円</td> <td>655 万円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>60 歳代</td> <td>1,988 万円</td> <td>1,192 万円</td> <td>1,064 万円</td> <td>655 万円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：生命保険文化センター「令和元年度 生活保障に関する調査」)</p>									男性				女性				必要な保障金額 (平均)	実際の加入金額 (平均)	必要な保障金額 (平均)	実際の加入金額 (平均)	必要な保障金額 (平均)	実際の加入金額 (平均)	必要な保障金額 (平均)	実際の加入金額 (平均)	全体	3,108 万円	1,866 万円	1,444 万円	801 万円	2,751 万円	1,330 万円	1,494 万円	735 万円	4,010 万円	2,331 万円	2,013 万円	1,013 万円	20 歳代	2,751 万円	1,330 万円	1,494 万円	735 万円	3,527 万円	2,205 万円	1,618 万円	818 万円	3,248 万円	1,992 万円	1,264 万円	824 万円	30 歳代	4,010 万円	2,331 万円	2,013 万円	1,013 万円	3,527 万円	2,205 万円	1,618 万円	818 万円	3,248 万円	1,992 万円	1,264 万円	824 万円	40 歳代	3,527 万円	2,205 万円	1,618 万円	818 万円	3,248 万円	1,992 万円	1,264 万円	824 万円	1,988 万円	1,192 万円	1,064 万円	655 万円	50 歳代	3,248 万円	1,992 万円	1,264 万円	824 万円	1,988 万円	1,192 万円	1,064 万円	655 万円					60 歳代	1,988 万円	1,192 万円	1,064 万円	655 万円								
				男性				女性																																																																																																	
				必要な保障金額 (平均)	実際の加入金額 (平均)	必要な保障金額 (平均)	実際の加入金額 (平均)	必要な保障金額 (平均)	実際の加入金額 (平均)	必要な保障金額 (平均)	実際の加入金額 (平均)																																																																																														
全体	3,108 万円	1,866 万円	1,444 万円	801 万円	2,751 万円	1,330 万円	1,494 万円	735 万円	4,010 万円	2,331 万円	2,013 万円	1,013 万円																																																																																													
20 歳代	2,751 万円	1,330 万円	1,494 万円	735 万円	3,527 万円	2,205 万円	1,618 万円	818 万円	3,248 万円	1,992 万円	1,264 万円	824 万円																																																																																													
30 歳代	4,010 万円	2,331 万円	2,013 万円	1,013 万円	3,527 万円	2,205 万円	1,618 万円	818 万円	3,248 万円	1,992 万円	1,264 万円	824 万円																																																																																													
40 歳代	3,527 万円	2,205 万円	1,618 万円	818 万円	3,248 万円	1,992 万円	1,264 万円	824 万円	1,988 万円	1,192 万円	1,064 万円	655 万円																																																																																													
50 歳代	3,248 万円	1,992 万円	1,264 万円	824 万円	1,988 万円	1,192 万円	1,064 万円	655 万円																																																																																																	
60 歳代	1,988 万円	1,192 万円	1,064 万円	655 万円																																																																																																					
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>(給与所得者数に占める保険料控除適用者数の割合※ (%))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 24 年</th> <th>平成 25 年</th> <th>平成 26 年</th> <th>平成 27 年</th> <th>平成 28 年</th> <th>平成 29 年</th> <th>平成 30 年</th> <th>令和 元年</th> <th>令和 2 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般生命</td> <td>76.1</td> <td>75.8</td> <td>75.0</td> <td>74.3</td> <td>74.0</td> <td>74.2</td> <td>73.5</td> <td>73.5</td> <td>69.7</td> </tr> <tr> <td>介護医療</td> <td>20.1</td> <td>30.0</td> <td>36.9</td> <td>41.8</td> <td>47.5</td> <td>51.3</td> <td>50.0</td> <td>53.0</td> <td>52.2</td> </tr> <tr> <td>個人年金</td> <td>15.6</td> <td>16.5</td> <td>16.4</td> <td>16.7</td> <td>17.1</td> <td>17.9</td> <td>17.8</td> <td>17.6</td> <td>17.0</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>76.9</td> <td>77.1</td> <td>76.8</td> <td>76.6</td> <td>76.5</td> <td>77.2</td> <td>76.7</td> <td>77.2</td> <td>73.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：国税庁「民間給与実態統計調査」)</p>											平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	一般生命	76.1	75.8	75.0	74.3	74.0	74.2	73.5	73.5	69.7	介護医療	20.1	30.0	36.9	41.8	47.5	51.3	50.0	53.0	52.2	個人年金	15.6	16.5	16.4	16.7	17.1	17.9	17.8	17.6	17.0	全体	76.9	77.1	76.8	76.6	76.5	77.2	76.7	77.2	73.5																																												
			平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年																																																																																														
		一般生命	76.1	75.8	75.0	74.3	74.0	74.2	73.5	73.5	69.7																																																																																														
介護医療	20.1	30.0	36.9	41.8	47.5	51.3	50.0	53.0	52.2																																																																																																
個人年金	15.6	16.5	16.4	16.7	17.1	17.9	17.8	17.6	17.0																																																																																																
全体	76.9	77.1	76.8	76.6	76.5	77.2	76.7	77.2	73.5																																																																																																
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>(一人当たりの保険料控除額※ (万円))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 24 年</th> <th>平成 25 年</th> <th>平成 26 年</th> <th>平成 27 年</th> <th>平成 28 年</th> <th>平成 29 年</th> <th>平成 30 年</th> <th>令和 元年</th> <th>令和 2 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般生命</td> <td>4.5</td> <td>4.4</td> <td>4.3</td> <td>4.2</td> <td>4.1</td> <td>4.0</td> <td>3.9</td> <td>3.9</td> <td>3.9</td> </tr> <tr> <td>介護医療</td> <td>1.8</td> <td>2.4</td> <td>2.6</td> <td>2.8</td> <td>2.9</td> <td>3.0</td> <td>3.0</td> <td>3.1</td> <td>3.1</td> </tr> <tr> <td>個人年金</td> <td>4.6</td> <td>4.6</td> <td>4.5</td> <td>4.5</td> <td>4.4</td> <td>4.4</td> <td>4.3</td> <td>4.3</td> <td>4.3</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>5.9</td> <td>6.2</td> <td>6.4</td> <td>6.5</td> <td>6.7</td> <td>6.8</td> <td>6.7</td> <td>6.7</td> <td>6.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：国税庁「民間給与実態統計調査」) ※年末調整対象者のうち納税者を対象として算定</p>											平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	一般生命	4.5	4.4	4.3	4.2	4.1	4.0	3.9	3.9	3.9	介護医療	1.8	2.4	2.6	2.8	2.9	3.0	3.0	3.1	3.1	個人年金	4.6	4.6	4.5	4.5	4.4	4.4	4.3	4.3	4.3	全体	5.9	6.2	6.4	6.5	6.7	6.8	6.7	6.7	6.8																																													
	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年																																																																																																
一般生命	4.5	4.4	4.3	4.2	4.1	4.0	3.9	3.9	3.9																																																																																																
介護医療	1.8	2.4	2.6	2.8	2.9	3.0	3.0	3.1	3.1																																																																																																
個人年金	4.6	4.6	4.5	4.5	4.4	4.4	4.3	4.3	4.3																																																																																																
全体	5.9	6.2	6.4	6.5	6.7	6.8	6.7	6.7	6.8																																																																																																
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	<p>民間調査会社によるアンケート調査によれば、回答者の約7割が、生命保険料控除制度が拡充された場合、生命保険への加入もしくは加入を検討したいと回答(※)しており、制度の拡充によって生命保険への加入インセンティブは高まることが予想される。</p> <p>(※) 生命保険料控除制度拡充に対する意識調査結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>質問</th> <th>回答</th> <th>回答割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">仮に、生命保険料控除制度の控除限度額が拡充されたとすれば、今後の生命保険・年金保険についてどう考えるか。</td> <td>新規加入・増額をしたい</td> <td>11.4%</td> </tr> <tr> <td>新規加入・増額を前向きに検討したい</td> <td>27.3%</td> </tr> <tr> <td>新規加入・増額をどちらかと言えば検討したい</td> <td>28.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：日経リサーチ「生保関連税制に関するアンケート調査 2021」)</p> <p>生命保険料控除制度の拡充により、今後の加入率増加や加入金額の上乗せによる生活保障の促進が見込まれ、有効である。</p>										質問	回答	回答割合	仮に、生命保険料控除制度の控除限度額が拡充されたとすれば、今後の生命保険・年金保険についてどう考えるか。	新規加入・増額をしたい	11.4%	新規加入・増額を前向きに検討したい	27.3%	新規加入・増額をどちらかと言えば検討したい	28.8%																																																																																				
質問	回答	回答割合																																																																																																							
仮に、生命保険料控除制度の控除限度額が拡充されたとすれば、今後の生命保険・年金保険についてどう考えるか。	新規加入・増額をしたい	11.4%																																																																																																							
	新規加入・増額を前向きに検討したい	27.3%																																																																																																							
	新規加入・増額をどちらかと言えば検討したい	28.8%																																																																																																							

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>少子高齢化の急速な進展等に応じた社会保障制度の見直しに対応し、国民の自助努力による生活保障を支援・促進することにより、国民生活の安定に資すること。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 24 年に一般生命・介護医療・個人年金の 3 つの控除からなる制度に改組された（平成 23 年までは生命・個人年金の 2 つの控除）。</p> <p>本要望については、平成 27 年度税制改正より継続して要望している。</p>	

令和5年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁企画市場局総務課保険企画室）

項目名	死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ		
税目	相続税		
要望の内容	死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額 [※] に「配偶者及び未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算すること。 <small>※ 法定相続人数×500万円</small>		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	▲16,332百万円 (－百万円) (－百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 国民一人ひとりが準備している死亡保障に対し、税制上の支援として具体的な措置を講じることにより、国民生活の安心と安定を図る。 (2) 施策の必要性 生命保険は被相続人（被保険者）がその死亡によって生じる遺族の経済的負担に備えるために加入するものであり、死亡保険金は他の相続財産と異なり、当初から明確に遺族の生活資金として目的付けされているものである。 死亡保険金が遺族の生活資金としてその生活安定のための役割を果たしている現状に鑑みれば、世帯主を亡くした配偶者と未成年の子からなる世帯において相続税納付後の生活資金をより確保していくための配慮が必要であることから、本施策は必要である。 また、平成27年1月より相続税の基礎控除が引き下げられたことから、相続税の課税対象となる者は増加し、遺族の生活資金としての死亡保険金の重要性も増加している。		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施																													
		政策の達成目標	世帯主の不慮の死亡に際し、遺族の生活資金の保障を一層高めることにより、国民生活の安定に資すること。																													
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。																													
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ																													
	政策目標の達成状況	—																														
	有効性	要望の措置の適用見込み	約 29 万人（令和 2 年の相続が発生した世帯における配偶者及び未成年の子の数の推計）																													
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>30 歳代から 40 歳代の世帯主の場合、死亡保険金の平均的な加入金額は 1,700 万円から 2,100 万円^(※1) となっており、この金額は保険契約者（被相続人）の考える最低限必要な遺族の生活資金相当額と見なすことができる。</p> <p>一方、社会的支援を要する母と未成年の子からなる遺族世帯においては、家計収支の現状^(※2) から、通常の勤労者世帯より家計が苦しい実態が窺えるところ。</p> <p>さらに、相続財産の 42.5%が土地・家屋等の換金性の低い資産で占められている状況^(※3) や平均世帯人員数が減少傾向^(※4) となっており現行の非課税限度額（法定相続人数×500 万円）と遺族世帯が最低限必要な生活資金である死亡保険金の平均的な加入金額（1,700 万円～2,100 万円）^(※1) との間に差異がある状況に鑑みると、母と未成年の子からなる遺族世帯に対して、相続税納付後の生活資金を確保していく措置が必要になるものと考えられる。</p> <p>本要望は、こうした趣旨を実質的に担保しようとするものであり、政策の達成目標に照らし、有効な手段と考える。</p> <p>(※1) 「令和 3 年度 生命保険に関する全国実態調査」（生命保険文化センター）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>30～34 歳</th> <th>35～39 歳</th> <th>40～44 歳</th> <th>45～49 歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通死亡保険金額（平均）</td> <td>1,793 万円</td> <td>1,945 万円</td> <td>1,964 万円</td> <td>2,040 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※2) 「令和 3 年 家計調査」（総務省）（1 ヶ月ベース）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実収入（①）</th> <th>実支出（②）</th> <th>収支（①－②）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母子世帯</td> <td>318,724 円</td> <td>281,840 円</td> <td>36,884 円</td> </tr> <tr> <td>勤労者世帯</td> <td>605,316 円</td> <td>422,103 円</td> <td>183,213 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※3) 「国税庁統計情報（令和 2 年度）」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>土地・家屋等（A）</th> <th>課税価格合計（B）</th> <th>(A/B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得財産価額</td> <td>6,969,026 百万円</td> <td>16,393,707 百万円</td> <td>42.5%</td> </tr> </tbody> </table>		30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳	普通死亡保険金額（平均）	1,793 万円	1,945 万円	1,964 万円	2,040 万円		実収入（①）	実支出（②）	収支（①－②）	母子世帯	318,724 円	281,840 円	36,884 円	勤労者世帯	605,316 円	422,103 円	183,213 円		土地・家屋等（A）	課税価格合計（B）	(A/B)	取得財産価額	6,969,026 百万円	16,393,707 百万円
		30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳																											
	普通死亡保険金額（平均）	1,793 万円	1,945 万円	1,964 万円	2,040 万円																											
		実収入（①）	実支出（②）	収支（①－②）																												
母子世帯	318,724 円	281,840 円	36,884 円																													
勤労者世帯	605,316 円	422,103 円	183,213 円																													
	土地・家屋等（A）	課税価格合計（B）	(A/B)																													
取得財産価額	6,969,026 百万円	16,393,707 百万円	42.5%																													

		(※4) 「令和元年 国民生活基礎調査の概況」 (厚生労働省)						
		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>昭和 61 年</td> <td>令和元年</td> </tr> <tr> <td>平均世帯人員数</td> <td>3.22 人</td> <td>2.39 人</td> </tr> </table>		昭和 61 年	令和元年	平均世帯人員数	3.22 人	2.39 人
	昭和 61 年	令和元年						
平均世帯人員数	3.22 人	2.39 人						
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし						
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし						
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—						
	要望の措置の妥当性	相続税納付後の生活資金を確保するための措置としては、予算その他の措置によるものよりも、死亡保険金の相続税非課税限度額を引上げる税制上の措置によるのが妥当である。						
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	<p>本措置の適用による減税額 (推計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年 50,059 百万円 ・平成 29 年 55,986 百万円 ・平成 30 年 60,478 百万円 ・令和元年 58,393 百万円 ・令和 2 年 64,857 百万円 <p>※非課税限度額は、500 万円で計算。 ※国税庁統計年報の相続税課税実績に基づき、生命保険金等の取得財産価額がある被相続人のみを対象として推計したため、当該非課税措置を適用することで取得財産価額に生命保険金等が含まれなくなった者は除く。</p>						
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—						
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	<p>生命保険については、遺族の生活資金をまかなう手段と考えている人が約 5 割^(※1) いる中、以下のとおり、遺族が被相続人の死後に直面する経済的負担に備えるために活用されている実態がある。</p> <p>① 死亡保険金の非課税措置を適用している相続人の取得財産に占める死亡保険金の割合は約 6.5%であるが、現預金及び退職手当金等の合計額 (約 4,700 万円) と、相続税額及び債務等の合計額 (約 4,600 万円) がほぼ同水準であること^(※2) から、死亡保険金が遺族の生活資金等としての役割を果たしている。</p> <p>② なお、生命保険金等の取得財産価額がある被相続人^(※3) についても、加入目的等に関する調査結果において、「万一のときの家族の生活保障のため」は 52.4%である一方で、「相</p>						

		<p>続および相続税の支払いを考えると」は1.6%に過ぎない状況であり、主として生活資金等の確保を目的として加入したものであると考えられる^(※4)。</p> <p>こうした活用実態を踏まえれば、死亡保険金の一部に非課税措置が適用されることを通じて、国民生活の安心と安定に寄与している。</p> <p>(※1) 「令和3年度 生命保険に関する全国実態調査」(生命保険文化センター) (※2) 死亡保険金の非課税措置を適用している相続人に係る取得財産の内訳</p> <table border="1" data-bbox="549 439 1469 636"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">相続財産全体</th> <th colspan="6">内訳</th> <th rowspan="2">債務等</th> <th rowspan="2">相続税額</th> </tr> <tr> <th>現預金等</th> <th>死亡保険金等</th> <th>退職手当金等</th> <th>有価証券</th> <th>土地等</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>価額(千円)</td> <td>212,111</td> <td>41,560</td> <td>13,747</td> <td>5,248</td> <td>19,661</td> <td>97,301</td> <td>34,594</td> <td>25,299</td> <td>20,667</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>100.0</td> <td>19.6</td> <td>6.5</td> <td>2.5</td> <td>9.3</td> <td>45.9</td> <td>16.2</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：「平成18年度決算検査報告」(会計検査院) (※3) 国税庁統計情報(令和2年)より算出したところによれば3分の1弱。 (※4) 「令和3年度 生命保険に関する全国実態調査」(生命保険文化センター)</p>		相続財産全体	内訳						債務等	相続税額	現預金等	死亡保険金等	退職手当金等	有価証券	土地等	その他	価額(千円)	212,111	41,560	13,747	5,248	19,661	97,301	34,594	25,299	20,667	割合(%)	100.0	19.6	6.5	2.5	9.3	45.9	16.2		
	相続財産全体	内訳						債務等	相続税額																													
		現預金等	死亡保険金等	退職手当金等	有価証券	土地等	その他																															
価額(千円)	212,111	41,560	13,747	5,248	19,661	97,301	34,594	25,299	20,667																													
割合(%)	100.0	19.6	6.5	2.5	9.3	45.9	16.2																															
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>世帯主の不慮の死亡に際し、遺族の生活資金の保障を一層高めることにより、国民生活の安定に資すること。</p>																																				
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>																																				
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>昭和63年に法定相続人一人当たり250万円から500万円に引き上げられた。 本要望については、平成3年度税制改正より継続して要望している。</p>																																				

令和5年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁企画市場局市場課）

項 目 名	投資法人に係る税制優遇措置の延長		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	投資法人に係るペイスルー課税の特例に関し、再生可能エネルギー発電設備（以下「再エネ設備」）について、令和5年3月末までとなっている取得期限を延長すること。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （▲106,700百万円） （ — 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 金融資本市場の利便性向上と活性化の一環として、インフラファンド市場の持続的な成長の実現のために必要な環境整備を行う。</p> <p>(2) 施策の必要性 令和2年2月に第7号銘柄が上場し、本件税制優遇措置の導入以降、7銘柄（時価総額約1,820億円、令和4年7月現在）のインフラファンドが上場。各ファンドの資産規模合計は、約3,250億円であり、3年間で再エネ設備の資産が約1,880億円増加（同月現在）。</p> <p>一方、上記取得期限により本件税制優遇措置が日切れとなれば、新規上場ファンドが組成されず、成熟した市場^(※)への成長は、困難となる。これにより、投資家の市場に対する期待が収縮し、既存の上場ファンドについても新規の資金調達・設備の取得が難しくなり、上場インフラファンド市場の存続が困難となるおそれがある。同市場の持続的な成長の実現に向け、引き続き足下の設備投資ニーズに対応しつつ、民間投資の積極的な後押しを行うため、当該措置の延長が必要。</p> <p>※一定以上の時価総額かつ多様な銘柄で構成され、機関投資家を含む多様かつ厚みのある投資家層が投資する市場。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>Ⅱ－１ 利用者利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p> <p>Ⅲ－１ 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備</p>
		政策の達成目標	再エネ設備を主たる投資対象資産とするインフラファンド市場の持続的な成長の実現に向け、足下の設備投資ニーズに対応することを通じて、インフラファンド市場への民間投資の参入や流動性の向上を促し、以て金融資本市場の利便性向上と活性化の一環としてインフラファンド市場の持続的な成長のために必要な環境整備を目指す。
		租税特別措置の適用又は延長期間は延長期間	3年の延長を要望する。
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標に同じ)
		政策目標の達成状況	<p>令和2年2月に第7号銘柄が上場し、本件税制優遇措置の導入以降、7銘柄（時価総額約1,820億円）のインフラファンドが上場。令和4年7月現在、各ファンドの資産規模合計は約3,250億円であり、3年間で再エネ設備の資産が約1,880億円増加。</p> <p>なお、インフラファンドの組成・上場等について引き続き具体的なニーズが認められることから、政策目標の達成に向け、本件税制優遇措置の延長が必要。</p>
	有効性	要望の措置の適用見込み	足下において、これまでに上場した7銘柄に引き続き、上場に向けて具体的な検討に着手した新規上場案件が複数存在しており、再エネ設備の取得期限の延長により、これらの案件について本件税制の適用が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	平成28年度税制改正にて、再エネ設備を投資法人のペイスル一課税対象資産とみなす期間が延長（10年→20年）されたことを受け、平成28年6月に第1号案件が上場されたほか、平成29年度税制改正及び令和2年度税制改正にて、再エネ設備の取得期限がそれぞれ3年間延長された。こうしたことを受け、これまでに7銘柄が上場された。令和4年7月現在、各ファンドの資産規模合計は約3,250億円であり、3年間で再エネ設備の資産が約1,880億円増加しており、措置の有効性が認められる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																					
	要望の措置の妥当性	投資法人については、特定資産から生じた利益を投資家に分配する場合には、導管的な器（ビークル）に過ぎないものであることから、税制上もこれに適合した課税上の取扱いをすることが妥当である。																					
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上場インフラファンド数（累計）※</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>ファンドの合計資産額（億円）</td> <td>79</td> <td>790</td> <td>1,175</td> <td>1,646</td> <td>2,514</td> <td>3,193</td> </tr> </tbody> </table> <p>※毎年3月時点で決算期が到来したファンドの数を集計</p>		28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	上場インフラファンド数（累計）※	2	4	5	6	7	7	ファンドの合計資産額（億円）	79	790	1,175	1,646	2,514	3,193
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度																
	上場インフラファンド数（累計）※	2	4	5	6	7	7																
	ファンドの合計資産額（億円）	79	790	1,175	1,646	2,514	3,193																
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>適用件数：207件 適用額：675,931百万円</p> <p>※「投資法人に係る課税の特例」の適用実績（令和2年度）</p>																					
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	平成28年度税制改正にて、再エネ設備を投資法人のペイスル一課税対象資産とみなす期間が延長（10年→20年）されたことを受け、平成28年6月に第1号案件が上場されたほか、平成29年度税制改正及び令和2年度税制改正にて、再エネ設備の取得期限がそれぞれ3年間延長された。こうしたことを受け、これまでに7銘柄が上場された。令和4年7月現在、各ファンドの資産規模合計は約3,250億円であり、3年間で再エネ設備の資産が約1,880億円増加しており、措置の有効性が認められる。																					
前回要望時の達成目標	再エネ設備を主たる投資対象資産とするインフラファンドの組成・上場ニーズに引き続き対応することを通じて、インフラファンド市場への民間投資の参入や流動性の向上を促し、以て金融資本市場の利便性向上と活性化の一環としてインフラファンド市場の持続的な成長のために必要な環境整備を目指す。																						
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	上記の通り、これまでに7銘柄が上場され、令和4年7月現在、各ファンドの資産規模合計は約3,250億円であり、3年間で再エネ設備の資産が約1,880億円増加した。 なお、インフラファンドの組成・上場等について引き続き具体的なニーズが認められることから、政策目標の達成に向け、本件税制優遇措置の延長が必要。																						
これまでの要望経緯	<p>平成26年度税制改正要望にて、本件税制優遇措置の創設を要望。</p> <p>平成28年度税制改正要望にて、再エネ設備を投資法人のペイスル一課税対象資産とみなす期間の延長（10年→20年）を要望。</p> <p>平成29年度税制改正要望にて、平成29年3月末までとなっていた再エネ設備の取得期限の令和2年3月末までの延長を要望。</p> <p>令和2年度税制改正要望にて、令和2年3月末までとなっていた再エネ設備の取得期限の令和5年3月末までの延長を要</p>																						

	望。
--	----

令和5年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	上場株式等の相続税に係る見直し		
税目	相続税		
要望の内容	<p>国民の資産形成において、税制が資産選択に歪みを与えることが無いよう、上場株式等について、相続税評価方法等の見直しを行うこと。 また、物納の場合の手続についても、要件の見直しを行うこと。</p>		
内容	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— (— (—	百万円 百万円) 百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 国民の資産形成において、税制が資産選択を歪めることとならないよう、上場株式等と他の資産との間における相続税の負担感の差が解消される環境を整備すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 相続財産となった上場株式等は、原則として相続時点の時価で評価される。しかしながら、上場株式等は、相続後納付期限までの間における価格変動リスクが大きいことから、相続後の株価の下落に備えて事前に売却されるケースがみられる。このため、上場株式等に係る相続税の評価方法については、国民の資産選択に歪みを与えているといった指摘がある。 また、上場株式等による物納については、「延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内であること」等の要件があるため、一部の利用に限られている。 相続税の負担感の差により、国民の資産選択を歪めることがないよう、上場株式等の相続税の見直しが必要である。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１ 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	国民の資産選択を歪めることとならないよう、上場株式等と他の資産との比較における相続税の負担感の差を解消すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	2,567万人（2021年度株主等通知用データ） （出典）証券保管振替機構 統計データ（2022年7月）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	上場株式等と他の資産の相続税の負担感の差を解消することで、国民の資産選択に生じている歪みを是正する措置として有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		上場株式等と他の資産との相続税の負担感の差による国民の資産選択の歪みを解消するためには、相続税に係る見直しが必要であり、税制上の措置を講じることが妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 28 年度からの継続要望。	

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室)

項 目 名	改正資金決済法施行に伴う電子決済手段に係る所要の措置	
税 目	所得税、法人税、消費税、国外送金等調書法	
要 望 の 内 容	<p>令和 4 年 6 月に成立した改正資金決済法^(注)において、いわゆるステーブルコインのうち、法定通貨の価値と連動した価格で発行され、発行価格と同額で償還を約するもの及びこれに準ずる性質を有するものを「電子決済手段」と定義し、これを取り扱う電子決済手段等取引業者について登録制を導入し、必要な規制の整備を行うこととしている。</p> <p>(注) 正式名称は「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」(令和 4 年法律第 61 号)。</p> <p>具体的には、改正資金決済法第 2 条第 5 項において、「電子決済手段」として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不特定の者に対して代価の弁済に使用すること等ができる通貨建資産であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値(第 1・2 号) ・ 特定信託受益権(金銭信託による受益権であつて、信託財産の全部が預貯金により管理されているもの)(第 3 号) ・ これらに準ずるもの(第 4 号) <p>を規定しているところ。</p> <p>電子決済手段については、今後、送金・決済手段としての利用が広がっていくことが想定されており、改正資金決済法の施行までに税制上の整備がなされていることが必要であることから、電子決済手段に係る所要の税制上の措置(以下を含む)を要望する。</p> <p>① 電子決済手段を支払って物品等を購入する取引については、銀行振込等による支払いの場合と同様に、所得税法上の株式等譲渡対価の支払調書の提出を不要とすること。</p> <p>② 電子決済手段については、「支払手段に類するもの」として、暗号資産と同様に、その譲渡を消費税法上の非課税取引とすること。</p> <p>③ 電子決済手段の国外移転等については、金融機関が行う為替取引による国外送金等と同様に、100 万円超の電子決済手段の国外移転等を行う電子決済手段等取引業者に限って調書の提出を求めること。</p>	
	平年度の減収見込額	— 百万円
	(制度自体の減収額)	(— 百万円)
	(改正増減収額)	(— 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とす	<p>(1) 政策目的</p> <p>電子決済手段については、改正資金決済法において新たに法律上位置付けられる財産的価値であり、今後、送金・決済手段としての利用が広がっていくことが想定されていることを踏まえ、同法の施行までに税制上の取扱いの明確化を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>改正資金決済法において、電子決済手段は、法定通貨の価値と連動した価格で発行され、発行価格と同額で償還を約するもの及びこれに準ずる性質を有するものとして定義されており、今後、送金・決済手段としての利用が広がっていくことが想定される。</p> <p>こうした性質を有することを踏まえ、利用者保護の観点から、電子決済手段の発行者は、銀行等の預金取扱機関、資金移動業者及び信託会社に限定されており、電子決済手段の額面価格を裏付ける資産が保全されるよう法律上担保されている。</p> <p>したがって、電子決済手段の経済的機能は、銀行預金等と同様であり、税制上の取扱いも銀行預金等と比較して、利用者等の利便を損なうことがないよう措置されることが必要である。</p>		
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け
政策の達成目標			資金決済法等を改正し、新たに定義した電子決済手段を取り扱う事業者について登録制を導入する等、必要な規制を整備している中で、電子決済手段に係る税制上の取扱いを明確化すること。
租税特別措置の適用又は延長期間			—
同上の期間中の達成目標			—
政策目標の達成状況		—	
有効性		要望の措置の適用見込み	日本国内において資金決済法上の電子決済手段の取引等を行う者において適用される見込み。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	電子決済手段の税制上の取扱いの明確化が図られるため、手段として有効である。	

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	電子決済手段は、改正資金決済法において新たに法律上位置付けられる財産的価値であり、今後、送金・決済手段としての利用が広がっていくことが想定されていることを踏まえ、同法の施行までに電子決済手段の税制上の取扱いの明確化を図るものであることから、予算その他の措置によっては実現できないため、措置として妥当である。
こ れ ま で の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時から達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	今年度が初めての要望。	

令和5年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室）

項目名	スタートアップ等が事業全体を担保に金融機関から成長資金を調達できる制度の創設に伴う所要の措置								
税目	法人税、登録免許税、消費税、印紙税、国税徴収法								
要望の内容	<p>スタートアップ等への円滑な資金供給を促し、融資を促進するための制度の創設に伴い、所要の整備を進めること。</p> <table border="1" data-bbox="887 846 1474 1016"> <tr> <td data-bbox="887 846 1214 902">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1214 846 1474 902">— 百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="887 902 1214 958">(制度自体の減収額)</td> <td data-bbox="1214 902 1474 958">(— 百万円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="887 958 1214 1016">(改正増減収額)</td> <td data-bbox="1214 958 1474 1016">(— 百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	— 百万円	(制度自体の減収額)	(— 百万円)	(改正増減収額)	(— 百万円)
平年度の減収見込額	— 百万円								
(制度自体の減収額)	(— 百万円)								
(改正増減収額)	(— 百万円)								
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 スタートアップや事業承継・再生企業等への円滑な資金供給を促す観点から、事業全体を担保に金融機関から成長資金を調達できる制度（事業成長担保制度（仮称））の実現を目指すこと。</p> <p>(2) 施策の必要性 DXやGX等に伴う産業構造の変化が生じている中、工場等の有形資産を持たないスタートアップ等にとっては、不動産担保や個人保証なしに融資を受けることは難しく、また、出資による資金調達だけでは経営者の持分が希薄化するため、成長資金を経営者の意向に応じて最適な方法で調達できるよう環境を整備することが必要である。</p>								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	I - 3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	事業者が最適な方法で資金を調達でき、金融機関においても融資に取り組みやすい環境を整備することで、事業の継続及び成長を促し、企業・経済の持続的成長に寄与するための環境を整備すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	スタートアップ等が事業全体を担保に金融機関から成長資金を調達できる制度の創設に伴う税制上の取扱いを明確化するものであり、手段として有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	スタートアップ等が事業全体を担保に金融機関から成長資金を調達できる制度の創設に伴う税制上の取扱いを明確化するものであり、措置として妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯		今年度が初めての要望である。

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(金融庁総合政策局総合政策課)

項目名	サステナブルファイナンス分野における所要の措置											
税目	—											
要 望 の 内 容	<p>脱炭素社会の実現に向けては、わが国の金融資産を巨額の投資ニーズに結び付け、高い技術や潜在力を有した企業等の取組に活用されることとすることで、中期的な成長戦略の柱としていく必要がある。</p> <p>こうした「経済と環境の好循環」を実現するため、サステナブルファイナンス（持続可能な社会を実現するための金融）分野において税制上の所要の措置を講じること。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">平年度の減収見込額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">—</td> <td style="width: 30%;">百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td style="text-align: center;">(—</td> <td>百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td style="text-align: center;">(—</td> <td>百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	(制度自体の減収額)	(—	百万円)	(改正増減収額)	(—	百万円)
平年度の減収見込額	—	百万円										
(制度自体の減収額)	(—	百万円)										
(改正増減収額)	(—	百万円)										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 成長資金が、脱炭素社会の実現に貢献する高い技術・潜在力を有した企業等の取組に活用され、持続可能な社会の下で、「経済と環境の好循環」を実現すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 近年、民間金融機関や機関投資家が主体的にサステナブルファイナンスを拡大させており、特に ESG 投資額やグリーンボンド等の発行額が増加している。さらに、2015 年に持続可能な開発目標（SDGs）と気候変動対策に関するパリ協定が採択され、持続可能な社会の構築に向けた取組が世界的にも進められている。</p> <p>また、新たな産業・社会構造への転換を促すためには民間資金の一層の拡大が不可欠であることから、主要国を中心に、政策的にもサステナブルファイナンスを更に推進する動きがある。</p> <p>日本では、2020 年 10 月に、2050 年までにカーボンニュートラルの実現を目指すこととされ、2021 年 4 月には、2030 年度における温室効果ガス削減目標の引上げが表明されたが、当該目標を「経済と環境の好循環」につなげることが政府全体の課題である。</p> <p>他方、我が国におけるサステナブルファイナンス分野における市場は成長段階にあり、政府全体として目的達成に向けた取組の後押しが必要である。</p> <p>以上を受け、ESG 投資資金が脱炭素をはじめとする持続可能な社会の実現に貢献する企業等の取組に活用されるよう、税制上の措置を講ずることが必要である。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	横断的施策－2 サステナブルファイナンスの推進
		政策の達成目標	成長資金が、脱炭素社会の実現に貢献する高い技術・潜在力を有した企業等の取組に活用され、持続可能な社会の下で「経済と環境の好循環」が実現されること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	要望の措置は、成長資金が、脱炭素社会の実現に貢献する高い技術・潜在力を有した企業等の取組に活用されることに資するものであり、有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		要望の措置は、市場資金を大きく動かす必要のあるものであるため、予算では措置することが困難であり、税制上の措置が妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	成長資金が、脱炭素社会の実現に貢献する高い技術・潜在力を有した企業等の取組に活用され、「経済と環境の好循環」が達成されること。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	令和4年度からの継続要望である。	

令和5年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた所要の措置											
税目	—											
要望の内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、民間ファイナンスを通じた資金繰り支援等を行うため、税制上の所要の措置を講ずること。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">平年度の減収見込額</td> <td style="padding: 2px;">—</td> <td style="padding: 2px;">百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">（制度自体の減収額）</td> <td style="padding: 2px;">（</td> <td style="padding: 2px;">— 百万円）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">（改正増減収額）</td> <td style="padding: 2px;">（</td> <td style="padding: 2px;">— 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の資金繰り支援等を行うこと。</p> <p>(2) 施策の必要性 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、事業者の資金繰り支援等を行う必要がある。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	横断的施策－４ 業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応
		政策の達成目標	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の資金繰り支援等を行うこと。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		—	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	令和4年度からの継続要望である。	

令和5年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	市場・開示制度等の見直しに伴う所要の措置		
税目	—		
要望の内容	市場・開示制度等の見直しに伴う所要の措置を検討すること。		
	平年度の減収見込額	—	百万円
	（制度自体の減収額）	（ —	百万円）
	（改正増減収額）	（ —	百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 市場・開示制度等の見直しに伴い、現行の課税関係を踏まえ、必要に応じ、所要の措置を講ずること。</p> <p>(2) 施策の必要性 市場・開示制度等の見直しに伴い、現行の課税関係を踏まえ、必要に応じ、所要の措置を講ずる必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		—	
租税特別措置の適用実績と効果	租税特別措置の適用実績	—	

	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和5年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）								
税目	所得税								
要望の内容	<p>「金融所得課税の一体化」に向けて、以下の必要な税制上の措置等を講ずること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、損益通算の範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること。 2 損益通算範囲の拡大に当たっては、特定口座を最大限活用すること。 3 制度導入に当たっては、個人投資家の利便性や金融機関の負担について十分配慮すること。 <table border="1" data-bbox="887 846 1490 1014"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>▲5,060 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（ — 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（ — 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	▲5,060 百万円	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	（改正増減収額）	（ — 百万円）
平年度の減収見込額	▲5,060 百万円								
（制度自体の減収額）	（ — 百万円）								
（改正増減収額）	（ — 百万円）								
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 個人投資家の市場参加を促し、株式や投資信託の保有を通じて、家計から供給される成長資金が、企業の設備投資やベンチャー投資に回ることによって経済成長を促し、その成長の果実が家計に分配され、家計の資産形成を促進するといった経済の好循環の維持・拡大を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性 わが国における個人投資家による成長資金の供給は、株式や公募投資信託などの現物取引が主流であり、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引の活用は、限定的である。 こうした中、デリバティブ取引は、個人投資家にとっても、ヘッジや分散投資といった目的で行われることで、投資手段の幅を広げ、ひいては、現物投資の拡大とあいまって、家計による成長資金の供給の拡大と家計の資産形成につながっていくことが期待されるものであり、そのための投資環境の整備（損益通算の拡大）を進めていく必要がある。</p>								

今回の要望 (租税特別措置) に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することで、個人投資家の市場参加を促し、企業の投資活動を通じた経済成長と、成長の果実の分配による家計の資産形成という経済の好循環の維持・拡大すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	デリバティブ取引等を行う個人投資家が適用対象。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することは、個人投資家の市場参加を促し、企業の投資活動を通じた経済成長と、成長の果実の分配による家計の資産形成という経済の好循環の維持・拡大を図るうえで有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本証券業協会加盟金融機関によるデリバティブ取引：92万口座（日本証券業協会調べ） ・株式取引：1,466万口座（証券保管振替機構「株式等振替制度株式5属性別株主数」）
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	予算その他の措置では投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を実現することはできないことから、税制面で整備することが妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	平成17年度からの継続要望。	

令和5年度税制改正要望事項（**新設**・**拡充**・**延長**）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	海外ファンドとの債券現先取引（レポ取引）に係る非課税措置の恒久化		
税目	所得税 法人税		
要望の内容	<p>クロスボーダーのレポ取引の利便性の向上と活性化のため、本邦金融機関等と海外ファンドとの間における債券現先取引（レポ取引）に係る非課税措置について恒久化（少なくとも措置の延長を）すること。</p>		
	<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）</p>	<p>— （ — （ —</p>	<p>百万円 百万円） 百万円）</p>
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 我が国レポマーケットへ海外投資家の参加を促すことで、多様で厚みのある投資家層を形成し、短期金融市場・金融機関の資金調達の安定化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 レポ取引は、債券の出し手にとっては低廉なコストでの資金調達手段として、債券の取り手にとっては速やかな債券調達手段として有効な取引。 クロスボーダーのレポ取引に関しては、外国金融機関等が国内金融機関等と行うレポ取引についてレポ特例が恒久措置とされており、また、平成29年度からは、クロスボーダーのレポ取引の利便性向上と活性化のため、特定外国法人が国内金融機関等と直接行うレポ取引についてもレポ特例が新設された。 特定外国法人が国内金融機関等と直接行うレポ取引については、令和5年3月31日までの時限措置とされており、金融機関の短期資金の調達を円滑にする観点から、制度の恒久化を行う必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１ 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	金融機関の短期資金の調達を円滑にする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	海外のファンドに対して適用される見込みである。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置の恒久措置が講じられることにより、制度の安定化が図られるとともに、金融機関の短期資金の円滑な調達につながると考えられることから、有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		現行措置の恒久化を求めるものであり、予算その他の措置によって実現することは出来ないため妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p><参考：非居住者等の債券現先取引の平均残高></p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>平成 28 年度</td><td>32 兆 4, 937 億円</td></tr> <tr><td>平成 29 年度</td><td>32 兆 0, 532 億円</td></tr> <tr><td>平成 30 年度</td><td>38 兆 5, 934 億円</td></tr> <tr><td>令和元 年度</td><td>46 兆 6, 965 億円</td></tr> <tr><td>令和 2 年度</td><td>51 兆 8, 468 億円</td></tr> <tr><td>令和 3 年度</td><td>49 兆 0, 802 億円</td></tr> </table> <p>(出所) 日本証券業協会「公社債投資家別条件付売買(現先)月末残高」 (注) 非居住者等には、レポ特例の適用対象外の者も含む。</p>	平成 28 年度	32 兆 4, 937 億円	平成 29 年度	32 兆 0, 532 億円	平成 30 年度	38 兆 5, 934 億円	令和元 年度	46 兆 6, 965 億円	令和 2 年度	51 兆 8, 468 億円	令和 3 年度	49 兆 0, 802 億円
	平成 28 年度	32 兆 4, 937 億円												
	平成 29 年度	32 兆 0, 532 億円												
	平成 30 年度	38 兆 5, 934 億円												
	令和元 年度	46 兆 6, 965 億円												
令和 2 年度	51 兆 8, 468 億円													
令和 3 年度	49 兆 0, 802 億円													
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—													
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>特定外国法人が国内金融機関等と直接クロスボーダーのレポ取引を行うことにより、レポ取引への積極的参入につながることから、有効である。</p> <p>また、非課税措置がなければ、レポ特例の対象外となる海外ファンドは本邦金融機関等との直接のレポ取引を敬遠すると考えられ、本邦金融機関等の短期資金の円滑な調達観点から、支障が生じると考えられる。</p>													
前回要望時の達成目標	金融機関の短期資金の調達を円滑にする。													
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	現行措置により、国内金融機関等の受け入れ態勢の整備が進んだこともあって着実にレポ特例を活用した取引が行われているが、時限措置であることから、安定的な資金調達には至っていない。													
これまでの要望経緯	外国金融機関等に係るレポ特例(恒久措置)に加え、平成 29 年度税制改正において特定外国法人に係るレポ特例(2 年間の時限措置)が設けられ、令和元年度税制改正、令和 3 年度税制改正においてそれぞれ 2 年間延長された。													

令和5年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室）

項目名	暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し											
税目	法人税											
要望の内容	<p>法人が発行した暗号資産のうち、当該法人以外の者に割り当てられることなく、当該法人が継続して保有しているものを対象として、期末時価評価課税の見直しを行うこと。</p> <table border="1" data-bbox="887 792 1490 965"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 ブロックチェーン技術を活用した起業や事業開発の阻害要因を除去し、我が国におけるブロックチェーン分野でのイノベーションを促進すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 内国法人が有する暗号資産（活発な市場が存在するもの）については、税務上、期末に時価評価し、評価損益（キャッシュフローを伴わない未実現の損益）が、課税の対象とされている。 こうした取扱いは、キャッシュフローが伴わない（＝担税力がない）中で継続して保有される暗号資産についても課税を求めるものであり、国内においてブロックチェーン技術を活用した起業や事業開発を阻害していると指摘されていることから、所要の措置を講ずる必要がある。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	横断的施策1 デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応
		政策の達成目標	ブロックチェーン技術を活用した起業や事業開発の阻害要因を除去すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	国内の若手起業家を含め、ブロックチェーン分野の起業家や企業が行う事業への適用が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	税制上の環境が整備されることで、ブロックチェーン分野におけるイノベーションの国内集積が促進され、ひいては国際競争力を向上させることが見込まれるため、手段として有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	内国法人が有する暗号資産に関する現行税制を見直すものであり、予算その他の措置では代替できないため、措置として妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	—	

令和5年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	新型コロナウイルス感染症関連の印紙税非課税措置の延長		
税目	印紙税		
要望の内容	<p>【民間金融機関等に係る措置】 （措置対象） 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等。</p> <p>（措置内容） 民間金融機関が、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた中小企業者等を対象に、民間金融機関が貸主となる特別貸付け等を行う場合の印紙税を非課税とするものであるが、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、所要の措置を講ずる。</p>		
		平年度の減収見込額	— 百万円
	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	
	（改正増減収額）	（ — 百万円）	
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等に対し、民間ファイナンスによる後押しを通じて資金繰り支援を行うことで、中小企業者等の資金繰りの円滑化を支援すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 新型コロナウイルス感染症によりその影響を受けた中小企業者等を支援するためには、引き続き、事業者の負担軽減を図り、個別の中小企業者等の状況にあわせて、資金需要に適切に応えていく必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	横断的施策－3 業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応
		政策の達成目標	新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等に対し、民間ファイナンスによる後押しを通じて資金繰り支援を行うことで、中小企業者等の資金繰りの円滑化を支援すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長を行う。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等が適用対象。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の租税負担が軽減され、資金繰り円滑化が見込まれることから、有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		新型コロナウイルス感染症の被害者等に対する印紙税の負担軽減を図る上で有効な措置であり、非課税対象も新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付け等に限定されていることから、必要最低限の特例措置であり、妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p><参考：信用保証協会の保証承諾実績></p> <p>セーフティネット4号保証 94万件 16兆983億円</p> <p>危機関連保証 69万件 14兆4,618億円</p> <p>※いずれも制度開始以降令和4年6月末時点の累計（危機関連保証は令和3年12月末をもって終了。）</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の租税負担が軽減され、資金繰りが円滑になったと考えられることから、有効である。
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>本措置は、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた中小企業者等の負担軽減等を図る目的で「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が施行される際に措置された。</p> <p>当初、令和3年1月末となっていた期限が、令和3年度税制改正、令和4年度税制改正で1年ずつ延長された（令和5年3月末まで。）。</p>	

令和5年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し		
税目	贈与税		
要望の内容	<p>高齢者層が有する家計金融資産を若年世代に移転することにより経済の活性化を図るとともに、贈与された資金が教育資金として有効に活用されること促す観点から、令和5年3月末までの時限措置とされている本特例を延長すること。</p> <p>また、上記措置について、①一定の投資商品（例えば、つみたてNISA対象商品等）に係る運用損失及び②教育関連団体等への寄附金を、契約終了時の贈与税の課税対象から除外するなど、制度の拡充を措置すること。</p>		
	<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）</p>	<p>— 百万円 （▲32,000 百万円） （ — 百万円）</p>	

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国の個人金融資産は、祖父母世代である 60 歳以上の高齢者に偏在しており、その多くが預金として保有されている。一方で、子育て（父母）世代は、子供の教育費等に備えて貯蓄を行う傾向にあり、家計の余剰資金が経済に寄与しづらい状況があった。</p> <p>このような中で、教育費に係る贈与を、信託という形で一括して行うことを可能とする本制度を平成 25 年 4 月 1 日から開始した。これにより、祖父母世代である高齢者が保有する預金等の「眠れる金融資産」の有効活用が促進されるとともに、経済の活性化にも寄与してきたところである。</p> <p>本制度を延長することにより、高齢者層に偏重している個人金融資産の若年者層への世代間移転を促すとともに、本制度の拡充により、贈与された資金の一部を投資商品で運用しやすい環境を整え、その果実を教育関連団体等への寄附（第三者への教育支援）につなげる。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国の個人金融資産は、約 2,000 兆円もの規模であるが、金融資産の多くは 60 歳以上の高齢者層に偏重している状況にある。また、金融資産の約半分は現預金で保有・運用されており、この割合は諸外国に比べて高い。一方で、子育て世代は将来の子供の教育費に対する不安等から消費活動を控える傾向が見られる。</p> <p>そのため、本施策の延長により、高齢者層が有する家計金融資産を若年世代に移転することにより経済の活性化を図るとともに、贈与された資金が教育資金として有効に活用されること促す必要がある。</p> <p>また、本制度は、贈与された資金が長期に金融機関に預け入れられるため、一部を投資商品で運用することにより、その果実を教育関連団体等への寄附（第三者への教育支援）につなげることも期待されているところ。</p> <p>しかしながら、現行、投資商品での運用損失や教育関連団体等への寄附等については、教育資金以外の支払分とされ、贈与税が課税されてしまうため、贈与された資金が十分に活用されていない現状となっている。そのため、拡充措置により対応する必要がある。</p>		
	今 回 の 要	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け

	政策の達成目標	国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること。
	租税特別措置の適用又は延長期間は	—
	同上の期間中の達成目標	(「政策の達成目標」と同じ)
	政策目標の達成状況	<p>幼稚園から大学(博士課程)卒業・修了までの教育費は約1,741万円(※1)、留学に要する費用は約500~600万円(※2)である。子供の学習環境の整備については、現在でも様々な取組を行っているものの、平均賃金の上がらない中、子育て世代の負担は依然として大きく、措置の延長及び拡充が必要である。</p> <p>(※1) 公立の平均。高校以下でも私立学校に通うと、最大2,820万円となる。 (出典：文部科学賞「平成30年度子どもの学習費調査報告書」日本学生支援機構「令和2年度学生生活調査結果」)</p> <p>(※2) 米国の公立大学に1年間留学した場合。 (出典：トビタテ！留学JAPANHPより 各国留学ガイドブック(各国大使館監修資料、恵文社発行))</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	今後、利用者が増加することが見込まれる。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置の延長により、資産の世代間移転が更に促進され、将来を担う人材の育成が更に強化されることから、有効である。また、本措置の拡充により、学校法人・公益法人等への寄附を促す仕組みを設けることで、家族内に留まらない社会全体の教育費支援に繋がることを期待され、一定の投資商品に係る運用損失の非課税化等を通じて、経済活性化にも貢献することが見込まれることから、有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	本措置は高齢者に偏重している個人金融資産の孫への世代間資産移転を促進し、家計における個人金融資産を有効活用する観点から、広く公平に個人に適用するものであり、租税特別措置によって実施することは妥当であるといえる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績		本措置が導入されてから令和4年3月末までで、契約件数252,090件、贈与された金額約1兆8,814億円。(信託協会調べ)
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果		—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)		高齢者に偏重している個人金融資産が孫世代へ移転することにより、子育て世代の教育費負担の軽減が図られた。実際に、信託を設定している金額のうち、令和4年3月現在で約8,360億円が既に引出されており、世代間資産移転が始まっていることから、本措置は有効である。
	前回要望時の達成目標		国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		信託協会の調査によれば、利用者(贈与を受けた者の親)の約5割は「子供の将来の選択肢(進学先等)が広がることが期待できる」と、約8割は「教育資金に係る生計の負担が軽くなった」等と回答しているが、国民の安定的な資産形成を促進するため、引き続き高齢者に偏重している個人金融資産の世代間移転を促す必要がある。
	これまでの要望経緯		平成25年4月1日に新設。 平成27年度税制改正で延長・拡充。 平成29年度税制改正で拡充。 平成31年度税制改正で延長・拡充。 令和3年度税制改正で延長。

令和5年度税制改正要望事項（**新設**・**拡充**・**延長**）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長											
税目	法人税											
要望の内容	<p>企業年金等の積立金に対する特別法人税を撤廃又は課税停止措置を延長すること。</p> <table border="1" data-bbox="887 801 1484 969"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（—	百万円）	（改正増減収額）	（—	百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（—	百万円）										
（改正増減収額）	（—	百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定を実現し、直接金融市場の重要な担い手としての年金基金等の運用環境を整備すること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定等を図る観点から、特別法人税を撤廃又は課税停止措置を延長することで、企業年金等の健全な育成及び適正な運用を図る必要がある。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１ 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定を実現し、直接金融市場の重要な担い手としての年金基金等の運用環境を整備すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、勤労者財産形成給付金、勤労者財産形成基金及び適格退職年金等の積立金に適用される。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定の実現が図られ、金融市場の担い手としての年金基金等が安定すると見込まれることから、有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	企業年金各制度については、掛金等の拠出時及び給付時において、税制上の所要の措置が講じられている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
要望の措置の妥当性		勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定の実現が図られ、金融市場の担い手としての年金基金等が安定すると見込まれることから、妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、勤労者財産形成給付金、勤労者財産形成基金及び適格退職年金等の積立金への課税が凍結されている。
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	経済状況を踏まえると、年金資産の維持・安定が図られており、金融市場の担い手としての年金基金等が安定していることから、有効である。
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 11 年度改正により特別法人税の課税が凍結（2 年間）。その後の改正により凍結期間は 8 回延長。直近では令和 2 年改正により 3 年間延長され、令和 5 年 3 月末まで課税凍結中。	

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項 目 名	結婚・子育て資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長								
税 目	贈与税								
要 望 の 内 容	<p>高齢者層が有する家計金融資産を若年世代に移転することにより経済の活性化を図るとともに、子や孫の結婚・出産・育児を後押しする観点から、令和 5 年 3 月末までの時限措置とされている本特例を 2 年延長すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 70%;">平年度の減収見込額</td> <td style="text-align: right;">— 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: right;">（ — 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td style="text-align: right;">（ — 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	— 百万円	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	（改正増減収額）	（ — 百万円）
平年度の減収見込額	— 百万円								
（制度自体の減収額）	（ — 百万円）								
（改正増減収額）	（ — 百万円）								
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 高齢者層が有する家計金融資産を早期により消費意欲が旺盛な若年世代に移転することにより経済活性化を図るとともに、子や孫の結婚・出産・育児を後押しすること。</p> <p>(2) 施策の必要性 わが国の人口は平成 17 年以来減少傾向にあり、少子化対策は現下の重要な課題。少子化の背景については、結婚・妊娠・出産・育児等の各段階において様々な要因が考えられるが、主な要因として経済的理由が挙げられており、これに対応する必要がある。</p> <p>また、わが国では金融資産の約 6 割を高齢者層が保有しており、その資産をより消費性向の高い若年層に移転することによって、消費の拡大を通じた経済の活性化が期待できる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「少子化社会対策大綱」（令和 2 年 5 月閣議決定）</p> </div> <p><重点課題> ・若い世代が将来に展望を持てる雇用環境等の整備（経済的基盤の安定）</p> <p><施策の具体的内容> ○結婚・子育て資金や教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度の実施等 ・現在、高齢世代の保有する資産の若い世代への移転を促進し、若い世代を支援することを目的として、父母・祖父母等が子・孫に対し結婚・妊娠・出産・育児や教育に要する費用について一括して拠出した場合に、一定の限度額の範囲内で贈与税を非課税とする措置を講じている。</p>								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	若年層の結婚・妊娠・出産・育児の障害の一つである経済的要因を取り除くことで、少子化問題に対応する。また、高齢者から若年層への世代間資産移転を促進させることにより、経済活性化を促す。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	（「政策の達成目標」と同じ）
		政策目標の達成状況	<p>少子化対策については、現在でも様々な取組を行っているものの、「合計特殊出生率」は 1.26（2005 年、過去最低）から 1.45（2015 年）まで上昇して以降、微減傾向が続いて 2021 年は 1.30（概数）に落ち込み、先進国の中でも低い水準となっている。また、各種調査によれば、結婚や出産に踏み切れない理由として経済的理由等が上位に挙げられているところであり、措置の延長が必要である。</p> <p>○令和 3 年 3 月（令和 2 年度）内閣府「少子化社会に関する国際意識調査報告書」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独身の理由について、上位 3 項目を合わせて集計したところ、「経済的に余裕がないから」が 29.8%と、「適当な相手にまだ巡り会わないから」（50.5%）、「独身の自由さや気楽さを失いたくないから」（38.6%）に次いで 3 番目に高い。 ・結婚生活について不安を感じることを聞いたところ（複数回答）、日本では、「結婚生活にかかるお金」の割合が 42.3%と最も高い。 <p>○平成 31 年 3 月（平成 30 年度）内閣府「少子化社会対策に関する意識調査報告書」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのような状況になれば結婚すると思いますかという問いに対し、「経済的に余裕ができること」が 42.4%と最も高い。 ・経済的な事柄のうち、どのようなことがあれば、皆が安心して希望通り子供を持てるようになるかという問いに対し、「幼稚園・保育所などの費用の補助」が 54.3%と最も高い。 <p>○国立社会保障・人口問題研究所「第 15 回出生動向基本調査」（平成 27 年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結婚意思のある未婚者に、一年以内に結婚するとしたら何か障害となることがあるかをたずねたところ、男女とも「結婚資金」を挙げた人が最も多い。（男性 43.3%、女性 41.9%） ・夫婦の予定子ども数が理想子ども数を下回る理由として最も多いのは、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」（56.3%）

	有効性	要望の措置の適用見込み	<p>令和2年度国勢調査結果によると、40歳～89歳の既婚者（有配偶）のうち、家族類型が「夫婦と子供から成る世帯」又は「ひとり親と子供から成る世帯」であるのは約2,201万人（※1）。</p> <p>また、「結婚・子育て支援信託に関する調査結果報告書」（一般社団法人 信託協会 2020年10月）によると、子どものいる40～89歳の男女のうち、本制度の利用可能者（※2）は83.0%、このうち27.3%が本制度を「利用してみたい」又は「どちらかといえば利用してみたい」と回答している。</p> <p>以上より、本制度の利用可能性があるのは約499万人と推計される。</p> <p>（※1）不詳補完前の数値 （※2）本制度について、「名前は知っていたが、仕組みなど詳細までは知らなかった」又は「名前も知らなかった」と回答した93.7%のうち、「そもそも利用できない（対象となるお子さまやお孫さまがいない等）」を選択した回答者を除外した割合</p>
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本措置により、高齢者が保有する資産の若年層への移転を促進することは、結婚・妊娠・出産・育児に対する若年層の経済的な不安を解消し、少子化対策につながるとともに、若年層による消費が促されることにより、内需の拡大による経済活性化にも有効である。</p>
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
上記の予算上の措置等と要望項目との関係		—	
		要望の措置の妥当性	<p>本措置は、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、結婚・妊娠・出産・育児に対する若年層の経済的な不安を解消し、少子化対策につなげる観点から、広く公平に個人に適用するものであり、租税特別措置によって実施することは妥当であるといえる。</p>
事項	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する	租税特別措置の適用実績	<p>【平成27年（12月時点）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○受益者 3,434人 ○契約数 3,487件 ○受託残高 7,593,025千円 <p>【平成28年（12月時点）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○受益者 5,361人（前年より1,927人増） ○契約数 5,448件（前年より1,961件増） ○受託残高 9,752,789千円（前年より2,159,764千円増）

		<p>【平成 29 年（12 月時点）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○受益者 5,944 人（前年より 583 人増） ○契約数 6,038 件（前年より 590 件増） ○受託残高 10,436,509 千円（前年より 683,720 千円増） <p>【平成 30 年（12 月時点）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○受益者 6,410 人（前年より 466 人増） ○契約数 6,511 件（前年より 473 件増） ○受託残高 10,545,327 千円（前年より 108,818 千円増） <p>【令和元年（12 月時点）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○受益者 6,790 人（前年より 380 人増） ○契約数 6,893 件（前年より 382 件増） ○受託残高 10,742,039 千円（前年より 196,712 千円増） <p>【令和 2 年（12 月時点）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○受益者 6,991 人（前年より 201 人増） ○契約数 7,098 件（前年より 205 件増） ○受託残高 10,273,246 千円（前年より 468,793 千円減） <p>【令和 3 年（12 月時点）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○受益者 7,213 人（前年より 222 人増） ○契約数 7,323 件（前年より 225 件増） ○受託残高 9,985,080 千円（前年より 288,166 千円減） <p>※上記は信託銀行実績分のみ</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<p>平成 27 年 4 月の本措置開始時から受益者数、委託者数、及び受託残高のいずれも増加傾向にある。</p> <p>これは、高齢世代の保有する資産が、若年層に移転していることの表れである。さらに、これら資産は、結婚・子育て費用に充てられることが前提であるため、消費の拡大、及び経済の活性化の手段として有効である。</p>
	前回要望時の達成目標	<p>若年層の結婚・妊娠・出産・育児の障害の一つである経済的要因を取り除くことで、少子化問題に対応する。また、高齢者から若年層への世代間資産移転を促進させることにより、経済活性化を促す。</p>
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>平成 27 年 4 月の本措置開始時から受益者数、委託者数、及び受託残高のいずれもが増加傾向にある。</p> <p>本措置が利用されているということは、実際に、親・祖父母世代から結婚・子育て世代に資産が移転しているということであり、若年層の結婚・妊娠・出産・育児の障害の一つである経済的要因を取り除くことができていると考えられる。</p> <p>また、受益者数、委託者数、受託残高のいずれもが増加傾向にあることから、高齢者から若年層への世代間資産移転が実際に行われていることが明らかであり、本措置により経済の活性化が促されていると考えられる。</p>

これまでの 要望経緯	平成 27 年度：新設 平成 28 年度：費目の明確化に関する拡充を要望 平成 30 年度：対象の拡充及び措置の恒久化を要望 令和 3 年度：子の育児に係る費用の拡充、対象年齢の引き下げ （民法改正による）及び措置の延長を要望
---------------	---

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項 目 名	Ｊリート及び特定目的会社に係る登録免許税の特例措置の延長		
税 目	登録免許税		
要 望 の 内 容	投資法人（Ｊリート）、投資信託及び特定目的会社（以下「Ｊリート等」という。）が取得する不動産に係る登録免許税の特例措置※を２年間延長すること。 ※ 土地以外の不動産に係る 所有権移転登記（Ｊリート等） :13/1000 （本則 20/1000） （参考：土地の所有権移転登記 :15/1000）		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 我が国の市場機能の強化のための制度・環境を整備することにより、不動産証券化市場の発展を促進すること。 (2) 施策の必要性 Ｊリート等は、これまで多くの不動産流動化に活用され不動産証券化市場の拡大に大きく貢献してきたところ。 一般の事業会社等と異なり、Ｊリート等は専ら投資ビークルとして活用されているところ、このような投資ビークルに対する登録免許税を軽減することで、不動産取得コストを低減し投資を促進させ、不動産証券化市場を発展させることが必要。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１ 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	我が国の市場機能の強化のための制度・環境を整備することにより、不動産証券化市場の更なる発展を促すこと。
		租税特別措置の適用又は延長期間	２年間延長すること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	令和３年度末時点のリート等の資産総額は約 27 兆円。	
	有効性	要望の措置の適用見込み	Jリート等が適用対象。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	Jリート等による不動産取得コストの低減を通じて、不動産証券化市場の更なる発展が見込まれることから、本施策は有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	Jリート等による不動産取得に係る不動産取得税の軽減措置（地方税法附則第 11 条）。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		Jリート等による不動産取得コストの低減を通じて、不動産証券化市場の更なる発展が促されることから、本施策は妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	＜適用件数（一部推計）＞	（件）		
			投資法人	特定目的会社	計
		令和元年度	94 (74)	66 (47)	160 (121)
		令和2年度	56 (74)	58 (47)	114 (121)
		令和3年度	75 (86)	80 (58)	155 (144)
		＜減収実績額（一部推計）＞			
	投資法人	特定目的会社	計		
令和元年度	406 (457)	874 (635)	1,280 (1,092)		
令和2年度	783 (457)	613 (635)	1,396 (1,092)		
令和3年度	698 (427)	1,322 (734)	2,020 (1,161)		
※（ ）は令和元年度、令和3年度要望時における適用件数又は減収見込額					
出典：国土交通省「不動産証券化実態調査」、金融庁調査データ					
減免対象件数と減収額は、年度により見込値と実績値の乖離が生じているが、特例措置を活用して実物不動産の取得が行われており、不動産投資市場の拡大のためには、現行の特例措置の継続が必要である。					
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—			
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本施策は、Jリート等が不動産を取得する際の費用を軽減し、投資を促進させることで、不動産証券化市場の更なる発展を促すことから、有効である。			
	前回要望時の達成目標	我が国の市場機能の強化のための制度・環境を整備することにより、不動産証券化市場の発展を促すこと。			
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和3年度末時点でリート等の資産総額については、国土交通省が平成29年6月に策定した「不動産投資市場の成長に向けたアクションプラン」における、令和2年頃までに約30兆円を目指すという目標をおよそ達成している。			
	これまでの要望経緯	平成10年度要望（新設） 平成13年度要望（拡充及び延長） 平成16年度要望（延長） 平成18年度要望（延長） 平成20年度要望（延長） 平成22年度要望（延長） 平成25年度要望（延長） 平成27年度要望（拡充及び延長） 平成29年度要望（延長） 令和元年度要望（延長） 令和3年度要望（延長）			

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設・拡充・延長)

(金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室)

項 目 名	特例事業者等が不動産特定共同事業契約に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に係る税率の特例措置の延長							
税 目	登録免許税							
要 望 の 内 容	<p>特例事業者等※が不動産特定共同事業契約により不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に係る税率の特例措置を 2 年間 (令和 7 年 3 月 31 日まで) 延長すること。</p> <p>※不動産特定共同事業法 (平成 6 年法律第 77 号。以下「法」という。) 第 2 条第 9 項に規定する特例事業者、法第 2 条第 11 項に規定する適格特例投資家限定事業者、法第 2 条第 7 項に規定する小規模不動産特定共同事業者</p> <p>特例事業者等に係る特例税率 : 13/1000 (移転登記) : 3/1000 (保存登記)</p> <p>【参考】 本則税率 : 20/1000 (移転登記) : 4/1000 (保存登記) 土地の所有権移転登記等に係る特例税率 : 15/1000</p> <p><関連条文> 租税特別措置法第 83 条の 3、登録免許税法別表第 1— (一)、同法別表第 1— (二) ハ、租税特別措置法施行令第 43 条の 3</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 70%;">平年度の減収見込額</td> <td style="text-align: right;">— 百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td style="text-align: right;">(— 百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td style="text-align: right;">(— 百万円)</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額	— 百万円	(制度自体の減収額)	(— 百万円)	(改正増減収額)	(— 百万円)
平年度の減収見込額	— 百万円							
(制度自体の減収額)	(— 百万円)							
(改正増減収額)	(— 百万円)							
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>特例事業者及び適格特例投資家限定事業者に係る不動産取得コストを軽減することで、不動産の証券化を推進し、建築物の耐震化や老朽不動産の再生、豊富な資金と目利き力を活かした物件の開発やバリューアップ等を通じて、地域経済の活性化や国際競争力の強化にも資する優良な都市ストックの形成を促進する。</p> <p>また、小規模不動産特定共同事業者及び小規模特例事業者における不動産取得コストを軽減することで、宿泊施設・介護施設等の不動産の開発等の事業を促進し、そこで営まれる事業における雇用創出による地域経済の活性化や優良な都市ストックの形成を後押しする。全国各地域において空き家や空き店舗等が増加しているところ、地域における小規模不動産の再生等を促進し、地域経済の活性化に寄与する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>不動産の証券化を推進し、都市機能の向上及び地域活性化を図るためには、特例事業者等が不動産を取得しやすい環境を整備する必要がある。本特例措置は、特例事業者等が不動産を取得するための総費用を軽減するものであり、取得の際の経済的なインセンティブとして有効である。このため、特例事業者等が不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に係る税率の特例措置を延長することが必要である。</p>							

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」（令和4年6月7日閣議決定） 「優良な不動産ストックの形成等のため、2030年頃までにリート等の資産総額を約40兆円とすることを目標とし、2022年度中にヘルスケアリートの活用に係るガイドラインを見直すとともに、2023年度中に不動産分野TCFD対応ガイダンスの改訂等により、リート等のアセットタイプの多様化や不動産投資市場におけるESG投資の促進を図る。」 「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月7日閣議決定） 「不動産証券化手法の一つである不動産特定共同事業について、クラウドファンディングも含め、その活用を推進することにより、地域の空き家等の遊休不動産をコワーキング施設などデジタルに対応した施設等に再生・活用し、コミュニティの形成促進等による地域の社会課題解決を目指す。」 <p>Ⅲ－1 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備</p>
		政策の達成目標	リート等の資産総額 (令和2年：約25兆円→令和12年頃：約40兆円)
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	リート等の資産総額 (令和2年：25兆円→令和12年頃：約40兆円)
	政策目標の達成状況	令和3年度末時点のリート等の資産総額：約27兆円	
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和5年度：16件 令和6年度：21件
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置は、特例事業者等が不動産を取得するための総費用を軽減するものであり、取得の際の経済的なインセンティブとして有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	小規模不動産特定共同事業者等が不動産特定共同事業により取得する不動産に係る課税標準の特例措置（不動産取得税）（地方税法附則第11条第12項）

	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし												
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—												
	要望の措置の妥当性	特例事業者等による不動産取得コストの低減を通じて、不動産証券化市場のさらなる発展が促されることから、本施策は、妥当である。												
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>減収額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>0(20)</td> <td>0(27.2)</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>3(30)</td> <td>1.4(41.7)</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>6(28)</td> <td>3.1(22.7)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適用件数は不動産流通税軽減証明に基づく。 ※減収額は推計。 ※ () は令和元年度、令和3年度要望時における適用件数又は減収見込額。 ※ () は拡充要望が認められていない部分の見込を含む。</p> <p>適用件数と減収額は、見込値と実績値が異なっているが、今年度も複数案件の適用があるなど着実に実績が増加しており、現行の特例措置の継続が必要である。</p>		適用件数	減収額(百万円)	令和元年度	0(20)	0(27.2)	令和2年度	3(30)	1.4(41.7)	令和3年度	6(28)	3.1(22.7)
		適用件数	減収額(百万円)											
	令和元年度	0(20)	0(27.2)											
	令和2年度	3(30)	1.4(41.7)											
	令和3年度	6(28)	3.1(22.7)											
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—												
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	本特例措置は、特例事業者等が物件を取得するための総費用を軽減する措置であるため、取得の際の経済的なインセンティブとして有効である。													
前回要望時の達成目標	リート等の資産総額 (平成27年：約15兆円→令和2年頃：約30兆円)													
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和3年度末時点でリート等の資産総額は、概ね30兆円であり、上記達成目標(令和2年頃までに約30兆円)をおよそ達成している。													

これまでの 要望経緯	平成25年度 創設 平成27年度 延長・拡充 平成29年度 延長・拡充 令和元年度 延長・拡充 令和3年度 延長・拡充
---------------	---

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室）

項目名	土地の所有権の信託登記に係る登録免許税の軽減措置の延長		
税目	登録免許税		
要望の内容	<p>土地の所有権の信託登記に係る登録免許税の税率（本則 0.4%、特例 0.3%）について、特例軽減措置を 2 年間（令和 7 年 3 月 31 日まで）延長すること。</p> <p>※「制度自体の減収額」（▲72,000 百万円）には、土地の売買による所有権の移転登記に係る登録免許税の減収額を含む。</p> <p>（関係条文：租税特別措置法第 72 条第 1 項、登録免許税法別表 1—（十）イ）</p>		
		<p>平年度の減収見込額</p> <p>（制度自体の減収額）</p> <p>（改正増減収額）</p>	<p>— 百万円</p> <p>（▲72,000 百万円）</p> <p>※土地の売買による所有権の移転登記に係る登録免許税の減収額を含む。</p> <p>（ — 百万円）</p>
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>土地の信託の活用による不動産証券化などの土地の流動化・有効利用の促進を図り、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとし、経済の好循環を加速・拡大させる。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>現行の土地の所有権の信託登記に係る登録免許税の軽減措置については、土地の流動化・有効活用の促進を図るため、土地の売買による所有権移転登記に係る登録免許税の軽減措置と併せて講じられている。</p> <p>土地市場の状況は、地価及び土地取引件数がバブル崩壊以降長期的に下落し、依然として低水準にある中、土地の流動化・有効活用を促進することで、経済の好循環を加速・拡大させることが必要である。</p> <p>こうした状況において、本特例は、土地の信託時の負担を軽減することで土地の信託の活用による不動産証券化などの土地の流動化・有効利用の促進を図り、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとし、経済の好循環を加速・拡大させることに資するものであり、引き続き措置する必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１ 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	土地の信託の活用による不動産証券化などの土地の流動化・有効利用を促進し、不動産投資市場の活性化を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	２年間（令和５年４月１日～令和７年３月３１日）
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	不動産の信託の残高は、軽減措置が導入された平成１５年度以降大幅に増加しており、不動産投資市場の活性化を図るとの目標達成に向け順調に推移している。
	有効性	要望の措置の適用見込み	<p>2,612件（令和元年度・令和２年度適用実績の平均値）</p> <p>（参考）不動産の信託の残高</p> <p>令和２年３月末 43.9兆円</p> <p>令和３年３月末 48.1兆円</p> <p>令和４年３月末 53.4兆円</p>
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	土地の所有権の信託登記に係る登録免許税の軽減措置を延長し、土地の流動化に係るコストを軽減することは、不動産投資市場を活性化させ、経済の好循環を加速・拡大させるために有効な手段である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		土地の所有権の信託登記に係る登録免許税の軽減措置を延長し、土地の流動化に係るコストを軽減することは、不動産投資市場を活性化させると考えられることから、本要望は、適正かつ妥当なものである。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	所有権の信託登記に係る登録免許税の軽減件数 平成30年度 2,296件 令和元年度 2,845件 令和2年度 2,378件
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	土地の所有権の信託登記に係る登録免許税の軽減措置が設けられて以降、不動産の信託の残高は大幅に増加(平成15年3月末 9.0兆円、令和4年3月末 53.4兆円)しており、不動産投資市場を活性化させるために大きく寄与している。
	前回要望時の達成目標	土地の信託の活用による不動産証券化などの土地の流動化・有効利用を促進し、不動産投資市場の活性化を図る。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	不動産の信託の残高は、リーマンショック以降の全国的な不況下においても大きな減少を見ておらず、平成27年3月以降は増加傾向にあり、土地信託等の信託スキームの活用により、不動産の証券化などの土地の有効利用を促進し、不動産投資市場の活性化を図ることに寄与している。
これまでの要望経緯	平成15年度 創設 平成18年度 2年間延長 平成20年度 3年間延長 (平成21年度より1年毎に段階的に税率を引き上げ) 平成21年度 段階的税率引き上げを2年間据え置き 平成25年度 2年間延長 平成27年度 2年間延長 平成29年度 2年間延長 令和元年度 2年間延長 令和3年度 2年間延長	